



# 長与町 結婚

## 新生活支援



受付数には  
限りがあります。  
お早めに！

申請期限 R8

3 / 10

最大補助額 **10** 万円

39 歳以下、夫婦の合計所得 500 万円未満が対象！

こんな費用が対象です！

家賃

住宅購入

リフォーム

引越

# 長与町結婚新生活支援事業補助金

婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下の新婚世帯に、最大10万円を補助します。

## 補助対象経費

住宅賃借費用

住宅取得費用

住宅リフォーム費用

引越費用

補助対象経費には、諸要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

## 補助対象世帯(抜粋)

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに結婚した新婚世帯
- 申請日において、町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていること
- 夫婦の所得の合計額が500万円未満であること  
(※給与収入のみの場合、「給与の収入金額 - 給与所得控除額」が所得です。)
- 長与町に一年以上定住する意思があること
- 夫婦ともに町税の滞納がないこと

## 申請の流れ

県の動画を視聴



WEB アンケートに回答

整理番号を控える

長与町へ交付申請兼交付請求 (R8.3.10まで)

交付決定

補助金交付

長崎県のサイト「ながハピ」から動画をご視聴ください。

R8.3.11以降は、次年度申請可能な補助対象者としての認定のみとなります。詳しくはお問合せください。

## 提出書類

### <共通書類>

- 長与町結婚新生活支援事業補助金 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- 戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- 夫婦双方の所得証明書
- 夫婦双方の町税の完納証明書
- 誓約書兼同意書(様式第2号)
- 補助金の振込先の預金通帳の写し

その他、それぞれ住宅賃借、住宅取得、住宅リフォーム、引越に要した費用が分かる契約書や領収書等が必要です。詳しくは下記 QR コードより HP にてご確認ください。

お問い合わせ先

長与町役場 政策企画課

TEL (095)801-5661 ✉ kikaku@nagayo.jp

〒851-2185 長与町嬉里郷 659 番地 1

詳しくはホームページへ!



長与町結婚新生活  
支援事業補助金案内ページ

